

名前の読みを制限する戸籍法改正は、個性的な名前を減少させるか？

荻原 祐二 (青山学院大学 教育人間科学部, yogihara@ephs.aoyama.ac.jp)

Will the reform of the family registration law that limits readings of names decrease the rates of unique baby names?

Yuji Ogihara (College of Education, Psychology and Human Studies, Aoyama Gakuin University, Japan)

要約

本稿では、2023年に成立し2024年より施行予定の戸籍法改正の概要をまとめながら、戸籍法の改正が名づけ・命名に与える影響、特に個性的な名前の出現頻度に与える影響について議論した。今回の戸籍法改正には、戸籍に氏名の読みが新たに登録されることと、氏名に用いられる漢字の読み方が制限されることという2つの大きな変更が含まれている。しかし、この2点は、執筆時点（2023年9月）で公開されている情報に基づけば、個性的な名前の出現頻度に大きな影響は与えないと予測される。少なくとも、これまでの個性的な名前の割合の増加傾向が反転する、つまり個性的な名前の割合が減少するほどの影響はないと予測される。戸籍に氏名の読みを登録することが義務付けられる前から、氏名の読みは他の多くのデータベースには既に登録され、出生時に与えられた名前の読みは変更しないことが一般的である。そのため、戸籍に読みが登録されることになっても、名づけには大きな影響はないと考えられる。また、漢字の読みが制限されるものの、これまでと同様に、「戸籍法等の改正に関する要綱案」に記された「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用」が行われる限り、個性的な命名は許容されており、その頻度が制限される程度は低いと考えられる。

Abstract

This article summarizes the reform of the family registration law that was enacted in 2023 and is planned to be acted in 2024, and discusses the potential influences on naming, especially on the rates of unique baby names. This reform includes two major changes: registering readings of names in the family database and limiting readings of names written in Chinese characters. However, based on the information available at the time of writing this article (September 2023), it is predicted that these two changes will not extensively affect the rates of unique baby names. It is expected that the trend of increasing unique names will not reverse, which means that the predicted influence of the reform is not so profound. Until readings of names are forced to be registered in the family database, it has been common that they are registered in many other databases and people do not change their readings of names that are given at birth. Thus, even when readings of names are mandated for registry in the family database, major changes in naming are not predicted. Moreover, even when some readings of names are restricted, as long as "Japanese traditional naming practice that has allowed a broad range of readings of Chinese characters such as nanori" (stated in the draft proposal) continues, giving unique names is permitted, and the extent of the restriction is estimated to be small.

キーワード

名前, 戸籍, 法改正, 個性, 命名

1. はじめに

戸籍法の一部を改正する法律が2023年6月に成立し、2024年度より施行される予定である(本稿執筆時点: 2023年9月)。この法改正は、一部の国民にのみ影響を与える限定的なものではなく、現在戸籍を有する全国民、そして今後戸籍に新たに登録される全国民に影響を与える大きな変化と言える。

今回の法改正は、命名・名づけ文化、そして日本人の心理・行動に様々な影響を与えられよう。法律は、人間の生活や習慣に規律や制限を与えるものであり、心理・行動を考える上でも重要な要因となる(e.g., 田中, 1964; 安岡, 2011; 矢沢・呉, 2022)。

本稿では、今回の戸籍法改正が命名・名づけ文化に与える影響を検討する。具体的には、戸籍法改正によって個性的な名前が減少するかを議論する。本稿では、明示しない限り、「名

前」と表記した際には、氏名の名(ファーストネーム・パーソナルネーム)を意味し、個性的な名前とは、出現頻度が低い名(ファーストネーム・パーソナルネーム)を意味する。

また、本稿では、「キラキラネーム」(または「DQNネーム」)という言葉は用いない。これらの言葉は、社会で広く用いられているが(e.g., 荻原, 2022a; 荻原, 2023c)、定義が曖昧であり(荻原, 2022b; 荻原, 2023b)、不要な誤解を招く可能性がある。ただし、「キラキラネーム」をその広義とも言える「頻度が低い名前」と定義すれば、本稿で用いている「個性的な名前」と言い換えることができる。

2. 戸籍法改正の概要

今回の法改正には、個性的な名前の出現頻度を予測するにあたって、少なくとも二つの重要な変更が含まれている。第一に、戸籍に氏名の読みを新たに登録することが義務付けられることである。第二に、氏名に用いられる漢字の読み方に制限が加えられることが挙げられる。以下に概要を述べる。

2.1 戸籍に氏名の読みが登録される

これまで、戸籍には氏名の表記が登録され、その読みについては、登録されていなかった。つまり、戸籍上は名前に用いられる漢字の読みは定められていなかったと言える。

しかし、今回の法改正により、戸籍に氏名の読みを新たに登録することとなった。よって、名前の表記だけでなく、その読みも、戸籍に登録され、名前として記録されることになる。

名前は、その表記と読み両方があって初めて個人として弁別可能なものとなり得る。なぜなら、同じ表記であっても複数の読みがあり得るし、同じ読みであっても複数の表記があり得るため、個人の弁別には両者が必要であるためである (Ogihara, 2021c; 荻原, 2022c; 笹原, 2023; ただし、表記とその読み両方が同じ場合もあり得るため、両者が揃っていれば常に弁別ができるという訳ではない)。このことを考えると、日本で最も基礎的かつ重要な公的データベースに、名前の読みがこれまで登録されていなかったこと自体が驚きとも言える。実際に、地方自治体が管理する住民基本台帳や銀行・保険会社の金融機関のデータベースなどでは、名前の表記と読み両方が登録されていることが一般的である。

2.2 氏名に用いられる漢字の読み方が制限される

これまで、氏名に使用される漢字の読み方については、制限はなかった。つまり、名前の漢字は自由に読むことができたと言える。ただし、これまでも命名・名づけにおいて、いくつかの制限があった。戸籍法の第五十条において、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。②常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める」と記されている。この「常用平易な文字」については戸籍法施行規則第六十条において、「戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。一 常用漢字表 (平成二十二年閣告示第二号) に掲げる漢字 (括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。) 二 別表第二に掲げる漢字三片仮名又は平仮名 (変体仮名を除く。)」と定められており、使用できる文字の種類はひらがなとカタカナ、漢字のみとなっている。つまり、算用数字 (アラビア数字; 1、5、9 など; 漢数字は可能) やアルファベット、記号などは名前に使用できない。また、本稿執筆時点 (2023年9月) において、名前に使用できる漢字は常用漢字2136字と人名用漢字863字の合わせて2999字と定められている (詳細は、法務省 (2023a) や安岡 (2011) を参照)。

しかし、今回の法改正により、名前に使用される漢字の読み方があらたに制限されることになる。「戸籍法等の改正に関する要綱案」 (法務省, 2023b) によれば、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」とされている。

ただし、この「一般に認められているもの」という表現は、曖昧で不明確であるため、実際にどの程度の制限が加えられるのか、本稿執筆時点 (2023年9月) では明らかでない。まず、文字の読み方として「認められている」程度は連続変量 (スペクトラム) であるため、「一般に認められている」読み方と「一般に認められていない」読み方を二分的 (カテゴリーカル) に

区別することは容易ではないと考えられる。

また、「一般に」というのは何を意味しているか明瞭ではない。文字の読み方、特に名前に用いられる漢字の読み方は非常に多様であることが知られている (e.g., Ogihara, 2021c; 荻原, 2022c; 笹原, 2023)。そして名前の傾向には性差・年代差・地域差などがあるため、誰に、またはどの集団において認められていれば、「一般」的と言えるのか明らかでない。例えば、若い世代ではよく名づけに用いられる一般的な読み方であっても、高齢の世代からすれば一般的ではないかもしれない。

しかし、その直後に、注として、「市町村長の行う本文第1の2の審査においては、幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」 (法務省, 2023b) と追記されている。よって、実質的にはこれまでと同様に、広く多様な名前の読みが受け入れられるものと解釈される。

3. 個性的な名前の命名に与える影響

3.1 近年の命名の傾向

今後の命名・名づけの傾向を予測するためには、これまでの傾向を把握していることが不可欠である。

先行研究によって、少なくとも1980年代から個性的な名前の割合は増加していることが明らかにされている (レビューとして、荻原, 2023a)。Ogihara (2021a) は、明治安田生命保険相互会社が公開している新生児の名前データを用いて、2004年から2018年における低頻度の名前の割合の変化を分析した。その結果、低頻度の名前の割合は増加していた。

さらに、Ogihara and Ito (2022) は、全国の様々な地方自治体の広報誌から新生児の名前を収集し、1979年から2018年の40年間における、低頻度の名前の割合の変化を検討した。その結果、低頻度の名前は40年間にわたって増加していた。

加えて、毎年公開されている、人気のある名前ランキングにおいて、頻度の高い名前の割合が、2004年から2013年の間に減少していたという結果も報告されている (Ogihara et al., 2015)。同様に、上述のOgihara (2021a) の研究で用いられたデータに対して、低頻度の名前ではなく、高頻度の名前の変化を分析した所、高頻度の名前の割合は2004年から2018年にかけて減少していた (Ogihara, 2022a)。これらの結果も、個性的な名前の割合が増加していることを支持する知見と言える。

したがって、少なくとも1979年から2018年において、個性的な名前の割合は増加していることが、複数の実証研究から一貫して示されている。

このように個性的な名前が増えている状況で、今回の戸籍法の改正によって、この個性的な名前の増加傾向が変わるかどうかを以下で検討する。既に述べた、今回の戸籍法改正における重要な2点の変更が、個性的な名前の出現頻度に与える影響を議論する。

3.2 戸籍に氏名の読みが登録されることによる影響

これまで、戸籍に名前の読みが登録されないからといって、後先考えずに名前が決められていた訳ではない。戸籍以外の手続きにおいては、氏名の読み方は登録されていることが一般的である。例えば、新生児が生まれてから14日以内にその

出生を報告する出生届においては、氏名の表記に加えて、その読みも報告し、それが登録される。また、学校や職場などに所属する時や、銀行や保険会社などの金融機関との契約など、社会的な生活を送る上で、氏名の読みは表記と共に登録されていることが多い。つまり、実質的には、出生時に決められた名前の読みが、今後のその人の名前として一生使用されることが一般的である。したがって、戸籍に名前が新たに登録されることになったからといって、名づけや命名の仕方に大きな影響があるとは想定されず、個性的な名前の出現頻度にも大きな変化があるということは考えにくい。

ただし、戸籍に名前の読みが登録されることによって、名前の読みの公的な変更が困難になることが強調されると、個性的な名前を与える程度が抑制される可能性も考えられる。これまで、名前の読みは戸籍に登録されていなかったため、表記の変更では必要となる家庭裁判所の手続きを経ることなく、変更することが可能であった。しかし、出生時点での名前の読みは社会生活を送る様々な場所で使用・登録されており、それらを変更することは容易ではないと元来認識されていることを考慮すると、この可能性も大きなものとは考えにくい。

3.3 氏名に用いられる漢字の読み方が制限されることによる影響

少なくとも本稿執筆時点（2023年9月）で公開されている情報に基づけば、氏名に用いられる漢字の読み方に制限が加えられることになるが、その制限自体は大きなものではなく、実質的にはこれまでと同様に、広く多様な名前の読みが受け入れられるものと解釈される。

命名者が長い時間をかけて考え、様々な想いを込めて決定した名前に対して、名前の審査を行う自治体が、「一般に認められていない」読み方であると判断し、その名前を棄却することは容易ではないものと想像される。また、もし仮にある名前が棄却されても、個性的な名前の種類は多く（e.g., 荻原, 2015; Ogihara, 2021b）、他の個性的な名前を与えることができるであろう。

したがって、これまでと同じように個性的な名前を与えることが可能であり、個性的な名前の出現頻度に大きな影響は見られないと予測される。

3.4 注意点

上記の予測に関して二点注意する必要がある。第一に、予測はあくまで本稿執筆時点（2023年9月）で公開されている情報に基づいている。特に、漢字の読みが制限されることによる影響では、「戸籍法等の改正に関する要綱案」（法務省, 2023b）における「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」という表現は曖昧であり、この制限が現実的にどのような許容度を持って運用されるかによって、個性的な名前の出現頻度に影響が生じる可能性がある。例えば、戸籍法等の改正に関する要綱案で明記されているように、これまでと同様に「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用」が行われるのであれば、個性的な名前を与えることが依然とし

て可能である。一方で、漢字の音読みと訓読みのみを「一般に認められているもの」として狭く解釈するようなことになれば、近年見られるような個性的な名前（e.g., 荻原, 2015; Ogihara, 2021b）の多くは制約を受けると考えられる。

第二に、この予測は、戸籍法改正以外の他の条件が一定であることを前提としている。言い換えれば、戸籍法改正以外には大きな変化が生じないと仮定した場合に想定される変化について説明している。そのため、他の要因によって大きな変化が生じた場合は、予測とは異なる帰結が生じる可能性がある。例えば、地震や台風などの大規模な自然災害が生じたり、政治・経済状況に急激な変化が生じたりすれば、人々の心理・行動傾向にも影響があり、個性的な名前の出現頻度にも変化があるかもしれない。

4. まとめ

本稿では、今回の戸籍法改正の概要をまとめながら、戸籍法の改正が名づけ・命名に与える影響、特に個性的な名前の出現頻度に与える影響について議論した。

今回の戸籍法改正には、戸籍に氏名の読みが登録されることと、氏名に用いられる漢字の読み方が制限されることという大きな変更が含まれていた。しかし、この2点は、本稿執筆時点（2023年9月）で公開されている情報に基づけば、個性的な名前の出現頻度に大きな影響は与えないと予測される。少なくとも、これまでの個性的な名前の増加傾向が反転する、つまり個性的な名前の割合が減少するほどの影響はないと予測される。戸籍に氏名の読みを登録することが義務付けられる前から、氏名の読みは他の多くのデータベースには既に登録されており、出生時に与えられた名前の読みは基本的に変更しないことが一般的であることには変わりはないと考えられる。また、漢字の読みが制限されるものの、これまでと同様に「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用」が行われる限り、個性的な命名は許容されており、その頻度が制限される程度は低いと考えられる。

本稿では、これまでの研究知見を基に、執筆時点でアクセス可能な情報を用いて、今後の名づけ・命名の動向を予測した。あくまで執筆時点での予測であり、この予測が正しいかどうか、実際のデータをもとに今後検証することが必要である。

謝辞

本稿の執筆にあたり、貴重なご助言を頂きました笹原宏之先生（早稲田大学）に感謝申し上げます。

引用文献

- 法務省（2023a）. 子の名に使える漢字. <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>.
- 法務省（2023b）. 「戸籍法等の改正に関する要綱案」（令和5年2月2日決定）. https://www.moj.go.jp/shingi1/koseki20230202_00002.html.
- 荻原祐二（2015）. 近年の日本における個性的な名前の特徴とその類型. *人間環境学研究*, Vol. 13, No. 2, 177-183.
- 荻原祐二（2022a）. キラキラネームは本当に増加しているの

-
- か？. 人間環境学研究, Vol. 20, No. 2, 129-133.
- 荻原祐二 (2022b). キラキラネームの定義とその構成要素. 人間環境学研究, Vol. 20, No. 2, 71-79.
- 荻原祐二 (2022c). 名前を正しく読むことはなぜ難しいのか. 人文×社会, Vol. 2, No. 8, 1-7.
- 荻原祐二 (2023a). 人名の読み方とその不確定性—実証研究の概観—. 日本語学, Vol. 42, No. 2, 142-155.
- 荻原祐二 (2023b). キラキラネームの定義と表記—過去の「現代用語の基礎知識」の検討—. 科学・技術研究, Vol. 12, No. 1, 67-72.
- 荻原祐二 (2023c). 「キラキラネーム」の表記とその使用頻度—新聞と学術文献の分析—. 人間環境学研究, Vol. 21, No. 1, 33-38.
- Ogihara, Y. (2021a). Direct evidence of the increase in unique names in Japan: The rise of individualism. *Current Research in Behavioral Sciences*, Vol. 2, 100056.
- Ogihara, Y. (2021b). How to read uncommon names in present-day Japan: A guide for non-native Japanese speakers. *Frontiers in Communication*, Vol. 6, 631907.
- Ogihara, Y. (2021c). I know the name well, but cannot read it correctly: Difficulties in reading recent Japanese names. *Humanities and Social Sciences Communications*, Vol. 8, 151.
- Ogihara, Y. (2022). Common names decreased in Japan: Further evidence of an increase in individualism. *Experimental Results*, Vol. 3, e5.
- Ogihara, Y. and Ito, A. (2022). Unique names increased in Japan over 40 years: Baby names published in municipality newsletters show a rise in individualism, 1979-2018. *Current Research in Ecological and Social Psychology*, Vol. 3, 100046.
- Ogihara, Y., Fujita, H., Tominaga, H., Ishigaki, S., Kashimoto, T., Takahashi, A., Toyohara, K., and Uchida, Y. (2015). Are common names becoming less common? The rise in uniqueness and individualism in Japan. *Frontiers in Psychology*, Vol. 6, 1490.
- 笹原宏之 (2023). 日本における命名文化とその読み仮名—「愛」を中心に—. 日本語学, Vol. 42, No. 2, 128-140.
- 田中実 (1964). 命名の法理. 法學研究: 法律・政治・社会, Vol. 37, No. 10, 1-19.
- 安岡孝一 (2011). 新しい常用漢字と人名用漢字—漢字制限の歴史—. 三省堂.
- 安岡孝一・安岡素子 (2016). 韓国の人名用漢字と漢字コード. 京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター年報2016.
- 矢沢久純・吳奇琦 (2022). 姓名に対する制限に関する諸外国の議論の状況 (1) —特に漢字圏諸国・地区における議論を中心に—. 北九州市立大学法政論集, Vol. 50, Nos. 1 and 2, 89-104.

(受稿: 2023年10月18日 受理: 2023年11月17日)